

記

1. 変更事項

(1) 「3 構造改革特別区域の範囲」の追加

(2) 別紙 「706 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業」の
区域の追加

2. 変更事項の内容（新旧対照表）

(1) 3 構造改革特別区域の範囲
別紙1 新旧対照表のとおり

(2) 別紙 706 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業
特区の区域
別紙2 新旧対照表のとおり

別紙 1

新旧対照表

3 構造改革特別区域の範囲

旧	新
<p>水戸市、日立市、下館市、結城市、常陸太田市、笠間市及びひたちなか市並びに茨城県東茨城郡茨城町、小川町、美野里町、内原町及び大洗町、西茨城郡友部町、岩間町及び岩瀬町、那珂郡東海村、那珂町及び大宮町、久慈郡金砂郷町、真壁郡協和町、結城郡八千代町、猿島郡総和町及び境町並びに宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市及び真岡市並びに栃木県河内郡上三川町、芳賀郡二宮町、下都賀郡壬生町、石橋町、岩舟町及び都賀町、安蘇郡田沼町及び葛生町並びに前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市及び館林市並びに群馬県佐波郡赤堀町及び東村、新田郡新田町及び藪塚本町及び邑楽郡邑楽町の全域</p>	<p>水戸市、日立市、下館市、結城市、常陸太田市、笠間市及びひたちなか市並びに茨城県東茨城郡茨城町、小川町、美野里町、内原町及び大洗町、西茨城郡友部町、岩間町及び岩瀬町、那珂郡東海村、那珂町及び大宮町、久慈郡金砂郷町、<u>真壁郡関城町</u>及び協和町、結城郡八千代町、猿島郡総和町及び境町並びに宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市及び真岡市並びに栃木県河内郡上三川町、芳賀郡二宮町、下都賀郡壬生町、石橋町、岩舟町及び都賀町、安蘇郡田沼町及び葛生町並びに前橋市、高崎市、<u>桐生市</u>、伊勢崎市、太田市及び館林市並びに群馬県佐波郡赤堀町及び東村、新田郡新田町及び藪塚本町及び邑楽郡邑楽町の全域</p>

別紙 2

新旧対照表

別紙 706 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業

旧	新
<p>4 特定事業の内容 (2) 特区の区域 茨城県：笠間市、美野里町、八千代町、総和町、境町 栃木県：小山市 群馬県：館林市、新田町、邑楽町 以上の市町のうち、管轄の税関官署から路程で25kmを超え概ね100km以内の地域を対象とする。</p>	<p>4 特定事業の内容 (2) 特区の区域 茨城県：笠間市、美野里町、<u>関城町</u>、八千代町、総和町、境町 栃木県：小山市、<u>岩舟町</u> 群馬県：<u>桐生市</u>、館林市、新田町、邑楽町 以上の市町のうち、管轄の税関官署から路程で25kmを超え概ね100km以内の地域を対象とする。</p>